



福島医発第189号(地)
令和2年4月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

今般、標記について厚生労働省医政局医療経営支援課より各都道府県衛生主管部(局)宛あて通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、認定医療法人制度の当面の申請手続き上の留意点について、通知するものです。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10号の3において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人へ移行しようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和2年9月30日までの間に限り認められており、認定の期限が迫っているところです。

現在、厚生労働省は、移行計画の認定期限の延長を実現するため調整を行っているところですが、現時点では令和2年9月30日をもって一旦、期限を迎えることとなります。申請から認定までの平均的な処理期間として2か月から3か月必要であるため、申請を予定している経過措置医療法人は令和2年7月31日(金)までに厚生労働省着となるよう申請していただく必要があります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

年税第82号 地第497号
令和2年3月27日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之
(公 印 省 略)

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課が各都道府県衛生主管部(局)宛に通知した「持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について」に関する事務連絡文書並びに資料を送付いたします。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10号の3において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人へ移行しようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和2年9月30日までの間に限り認められており、認定の期限が迫っているところです。

現在、厚生労働省は、移行計画の認定期限の延長を実現するため調整を行っているところですが、現時点では令和2年9月30日をもって一旦、期限を迎えることとなります。申請から認定までの平均的な処理期間として2か月から3か月必要であるため、申請を予定している経過措置医療法人は令和2年7月31日(金)までに厚生労働省着となるよう申請していただく必要があります。

上記事務連絡文書は、認定医療法人制度の当面の申請手続き上の留意点について、通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

(別添文書)

○持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について(日本医師会宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課)

- 持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について(各都道府県衛生主管部(局)宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課)
- 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度(認定医療法人制度)の申請を検討している医療法人のみなさま
- 持分なし医療法人への移行計画の認定制度(H29年医療法等の一部を改正する法律)

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 23 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに通知を発出いたしました。

貴会におかれましては、これをご了知いただくと共に、貴会会員に周知いただきますよう、お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）附則第 10 条の 3 において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人への移行をしようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り認められており、認定の期限が迫っているところです。

現在、移行計画の認定期限の延長を実現するため調整を行っているところですが、現時点では令和 2 年 9 月 30 日をもって一旦、期限を迎えることとなります。申請から認定までの平均的な処理期間として 2 カ月から 3 カ月必要であるため、申請を予定している経過措置医療法人は令和 2 年 7 月 31 日（金）までに厚生労働省着となるよう申請していただく必要があります。

貴部（局）におかれては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療法人、関係団体等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課
担当：縄稚（ナチ）、伊藤、石原
電話：03-3595-2261（直通）

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の申請を検討している医療法人のみなさま

移行計画認定制度（認定医療法人制度）は令和2年9月30日で一旦、期限を迎えるため、申請を検討している医療法人のみなさまにおいては、可能な限り下記の期限までに申請書を提出いただきますようお願いいたします。

申請書提出期限 令和2年7月31日（金）まで

- ①上記期限までに提出された申請書のうち、認定要件を満たし、9月30日までに認定できる場合は、移行計画の認定を行います。
- ②相続が発生した場合は、相続税の申告期限（10ヶ月）までに認定を受ける必要がありますので、申請を検討している場合は早期に提出いただきますようお願いいたします。

※令和2年10月1日以降の移行計画認定制度の延長については、現在調整中ですので、追ってお知らせいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナヲ）、伊藤、石原

電話：03-3595-2261（直通）

持分なし医療法人への移行計画の認定制度（H29年医療法等の一部を改正する法律）

1. 現状と対応

- 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる「持分あり医療法人」は、平成18年医療法改正以降、新設を認めず（※1）、「持分なし医療法人」への移行を促進

※1：持分あり医療法人では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのため払戻請求が行われるなど法人経営の安定について課題がある。

- 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制措置を実施。この認定期間が、平成29年9月までとなっていたことから延長（※2）【医療法改正・税制改正】

※2：約5万の医療法人のうち8割が持分あり医療法人。

2. 制度の内容

